

敦賀市立敦賀北小学校 いじめ防止基本方針

平成29年9月 4日 改訂

平成30年4月23日 改訂

平成31年2月19日 改訂

※平成31年2月19日改訂箇所には下線

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの尊厳を重んじ相互に尊重し合う学校の実現のため、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、児童に対して、いじめが人間としての尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持たせることに努める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- (注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- (注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- (注5) 「けんかやふざけ合い」をいじめから除外せず、被害児童生徒の感ずる被害性に着目し、いじめに関するか否かを判断する。

3 いじめ防止のための具体的取り組み

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

①人権教育の推進

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、学校行事等に人権教育の視点を位置づけ、自分だけでなく、他の人の大切さを認めることができる態度を育てる。

②体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

③道徳教育の推進

発達段階に応じて幼少期から規範意識の醸成に努めるとともに、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組みを促す。

また、「私たちの道徳」や「福井県版心のノート」を活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行い、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てる。

(2) いじめの未然防止

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

校長は、いじめの防止のための取り組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努める。

校長は、以下の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒について、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・ 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

①授業改善

分かる授業、学びあう授業、楽しい授業を行うことにより、児童の自己有用感を高めるため、公開授業や授業研究を積極的に行う。

②いじめの起きない学校風土づくり

児童がいじめ問題について主体的に考え、住みよい学校づくりに向け自ら活動できる集団づくりに努め、互いに認め合い励まし合う「絆づくり」と児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」を進める。。

③児童会活動の充実

児童には日頃からいじめ行為が人権侵害、犯罪行為であることを認識させ、児童会が中心となっていじめのない住みよい学校風土を築き上げる。

④道徳の授業および体験活動の充実

道徳・特別活動をとおして、規範意識や集団の在り方についての学習を深める。

- ・道徳の授業や体験活動を充実させ、「命の尊さ・思いやりの心・協力心・感謝の念等」について学習する機会を確保する。

⑤相談活動の充実と職員研修の充実

学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。

- ・スクールカウンセラーと児童生徒、および教員との面談の実施する。
- ・スクールカウンセラーによる現職教育を実施する。

⑥教員の体罰の防止、人権意識の高揚

教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

- ・教員の体罰の禁止に向けた研修の実施や、実態把握に向けた管理職の巡回やアンケート調査等を実施する。
- ・教員の不適切な発言や対応がないよう、常日頃から人権意識を高め、いじめに対する危機感を高めておく。

⑦意識調査を活用した集団づくりの推進

常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。

- ・定期的に「生活アンケート」を行い、学校や学級の状況を把握し、PDCAサイクルを活用して取り組みの改善を図る。(主任会・企画委員会・いじめ対策委員会)

⑧現職教育の充実と、相談体制の見直し

校内研修の実施・充実、相談体制の整備を図る。

- ・教員の指導力向上(学習指導力、生徒指導力、学級経営力、コミュニケーション力等)に向けた、管理職による研修を企画し、ケース会議等を実施する。

⑨地域や関係機関との連携

地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

- ・地域行事への教員の参加により、「地域の声」の受信に努める。
- ・地域学校協議会で、学校の考え方や取り組みを周知し、共通認識を持つ。
- ・関係機関(警察・児童相談所・家庭裁判所等)との情報交換を定期的に図り、必要に応じ、いじめ防止に向けた学習会や連絡会を実施する。

⑩SNS、インターネットの正しい使い方

- ・児童が、自分でインターネットの利用について考えるための指導や、家庭での利用に関するルールづくりの働きかけを行い、児童や保護者が危険性や注意点等について共に考える機会を設けるなど、インターネット上のいじめの予防に向けた啓発に努める。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、情報モラルに関する教育を推進し、教員の研修の充実を図る。

(3) いじめの早期発見

いじめは、教員や親の目に届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

①積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、児童の声に耳を傾け、わずかな変化もいじめの兆候ではないかとの疑い、積極的にいじめを認知するよう努める。

②自己チェックシステムの活用

児童が毎日の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することによりことにより、いじめ等の早期発見に努める。

- ・担任は、日々の連絡ノートに目をとおし、児童の気持ちの変化や訴えを敏感に捉え、必要に応じて個別面談を行う。

③アンケートの実施

いじめを含めた「生活アンケート」を、学期はじめや長期休業中明けなど、人間関係上の不安を感じる時期に実施し、いじめ等の問題の早期発見に努める。

④教育相談体制の充実

「生活アンケート」後の個人面談や、日々のチャンス相談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取る。また、学級集団へ働きかけ、好ましい人間関係の構築を図る。

⑤校内巡視の体制づくり

複数の教員の目により行動を注視する。(校舎内外の巡視体制づくり等)

- ・休み時間や昼休み、放課後の児童の行動を注視し、気になる様子に目を配る。また、言動やグループの変化、衣服の汚れなどに目を配り、普段と異なる様子が見られる場合には、教員から努めて声をかけ様子を伺う。

⑥保護者との情報連携

保護者や地域からの情報提供と情報の共有化(家庭訪問、教育懇談会、お便り)

- ・必要に応じて電話や家庭訪問をして、児童生徒の学校の様子、家庭の様子について担任と保護者が情報を共有することで、常に、学校と保護者との連携体制を強化し、信頼関係を築く。
- ・教育懇談会やお便りをとおして、保護者にいじめ問題に対する理解と早期発見に向けた協力と情報提供を呼びかけ、連携を図る。

⑦地域や関係機関との連携

地域と日常的に連携を図る。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

- ・地域行事への教員の参加により、「地域の声」の受信に努める。
- ・家庭・地域・学校協議会などに、いじめに対する学校の考え方や取り組みを周知し、共通認識に立って、いじめの発見および情報提供に協力を求める。
- ・関係機関(警察・児童相談所・家庭裁判所等)との情報交換を定期的に図り、必要に応じて、いじめ防止に向けた学習会や連絡会を実施する。

(4) いじめの事案対処

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消を目指す。

①事実確認

いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細で正確な事実確認を行う。

②組織的対応

学級担任等が一人で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめサポート班」による検討・提案により、学校全体で組織的に対応する。

- ・いじめる児童には、教育的配慮の下、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。

③保護者との連携

校長は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。被害児童および加害児童の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と指導についての協力を得る。

④外部機関との連携

法を犯す行為に対しては、早期に敦賀警察署等に相談をして協力を求める。

- ・いじめが解消した後も、当該児童の保護者と継続的な連絡を行う。
- ・必要に応じて、敦賀市が設置しているスクールサポーターや敦賀市青少年愛護センターの連携を図る。

(5) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告する。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

(6) いじめの解消

○いじめは、謝罪をもって解消したと安易に考えることのないようにする。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて、他の事情も勘案し、判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対するいじめの行為（心理的又は物理的な影響を与える行為等）が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）。

ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、校長の判断により、より長期の期間を設定する。校長は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定し状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることであり、校長は、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面接等により確認する。校長は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通す。「いじめ対応サポート班」においては、いじめが解消するに至るまでの期間、被害児童生徒への支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。

上記のいじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、校長は、被害・加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

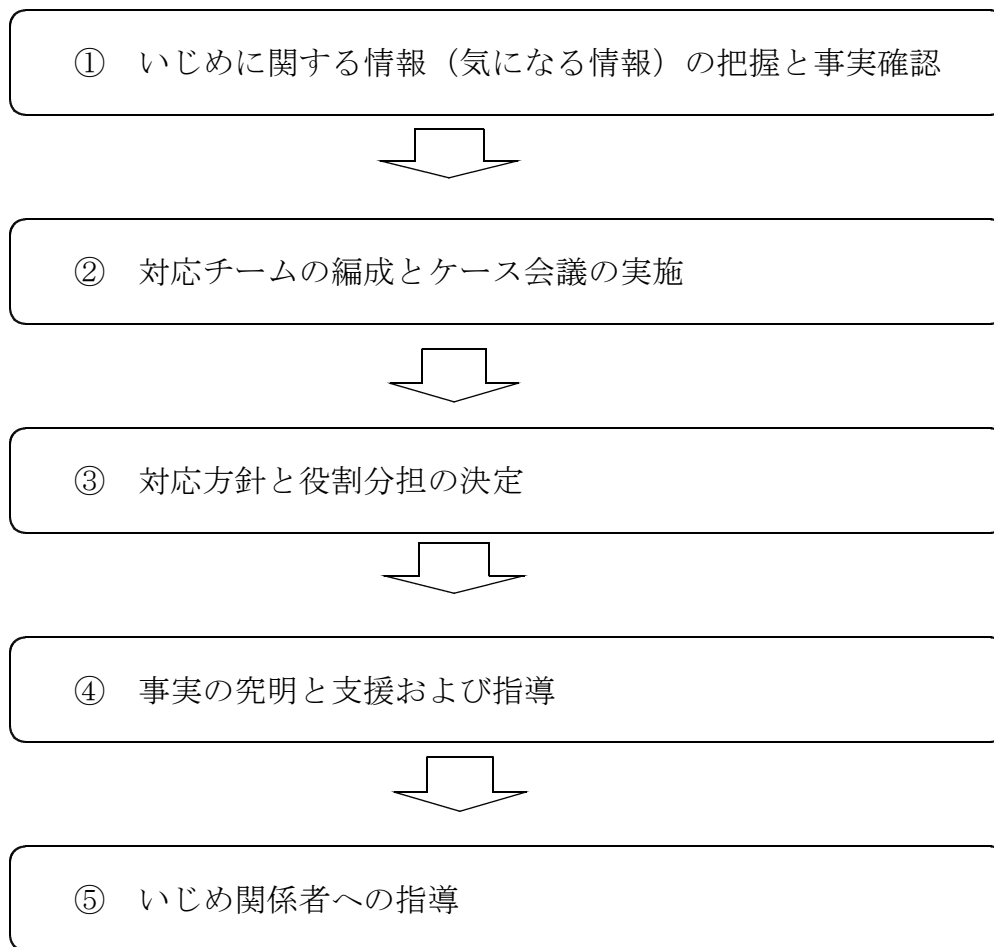
4 基本方針

(1) いじめに対する基本認識

すべての児童と教職員が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識をもつ。

- ①いじめは、人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」という学校風土が人権意識を育てる。
- ②いじめは、すべての児童、学級・学校に起こり得る問題である。
- ③いじめは、傍観することもいじめ行為と同様に許されない。
- ④いじめは、その実態が見えにくく、態様も様々である。
- ⑤いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい。
- ⑥いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑦いじめは、いじめられている児童を絶対に守りとおす覚悟を持つ。
- ⑧いじめは、いじめる児童に対し、毅然として対応と粘り強い指導を行う。
- ⑨いじめは、解消後も注視と保護者との情報交換が必要である。
- ⑩いじめは、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である
- ⑪いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ⑫いじめは、保護者との信頼関係づくりや、地域や関係機関との連携に努める。

5 いじめ発見から解決までの流れ



6 いじめ発覚後の連携について

【保護者との連携】

(1) いじめを受けた児童・生徒の保護者との連携

- ① 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ② いじめを受けた児童を、学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ③ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。
- ④ いじめの全貌が分かるまで、いじめを行った児童の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ⑤ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

(2) いじめを行った児童・生徒の保護者との連携

- ①事情聴取後、児童を送り届けながら家庭訪問を行う等、事実を経過とともに伝える。
- ②いじめを受けた児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ③指導の経過と児童・生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ④誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ⑤事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとしたり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針、教師の児童・生徒を思う信念を示し、理解を求める。

(3) 保護者との日常的な連携

- ①年度当初から、おたよりや保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ②いじめや暴力の問題の発生時には、いじめを受ける側、いじめを行う側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

【教育委員会への報告及び関係機関との連携】

「重大事態」となる深刻ないじめの解決に当たっては、速やかに教育委員会へ報告（相談）をする。また、警察や児童相談所、医療機関等の連携が不可欠であるため、「連携を必要とする状況」について校内で共通理解を図る。

(1) 教育委員会への報告・相談内容

- ①いじめの発見状況を報告
- ②対応方針についての相談
- ③指導方針や解決方法について相談
- ④児童や保護者への対応方法について相談
- ⑤保護者と学校が対立関係にある場合の対応についての相談

(2) スクール・サポーターとの連携

- ①児童の地域における状況についての相談
- ②いじめを行った者、いじめを受けた者の家庭環境など、外的要因がある場合

(3) 警察署や児童相談所との連携

- ①いじめによる暴行・傷害・恐喝等の刑事事件が発生している場合

(4) 医療機関との連携

- ①いじめを受けた児童が、外傷や心的外傷を負っている場合
- ②いじめを受けた児童、いじめを行った児童への心のケアが必要な場合

7 いじめ防止等のための組織

『組織的な対応に対する共通認識』

※いじめ問題に対しては、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込むことなく、学校として組織的に対応することが原則である。

- ①いじめ問題は、早期発見・事案対処、未然防止に向けて、チームで対応する。
- ②いじめ対策に同一歩調で取り組む組織（いじめ対策委員会）を設置する。
- ③各学級で起きていることや、児童の気になる言動について教職員全員が共有し、担任を学校全体でフォローする。
- ④問題解決までのプロセス（実態把握→解決に向けた役割分担と対応→経過観察→検証）を明確にしておく。
- ⑤時系列に従って、経過の記録を残す。

(1) いじめ対策委員会

いじめ未然防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、定期的を開催する。

○構成メンバー：校長・教頭・教務・生徒指導主事・養護教諭・関係担任
(必要に応じスクール・サポーター)

○活動内容

※校長の命を受け、経営的視点を持っていじめ対策を推進する。

- ①いじめ防止に向けた年間指導計画や対応マニュアル等を立案する。
- ②実態を把握するための定期的な「生活アンケート」の実施。
- ③いじめ対策委員会の運営と、会議結果の全職員への周知を行い、いじめ問題の「可視化」を推進する。
- ④個々の事例の関係教職員への相談や助言、スクールサポーターとの連絡調整を行う。

(2) いじめ対応サポート班

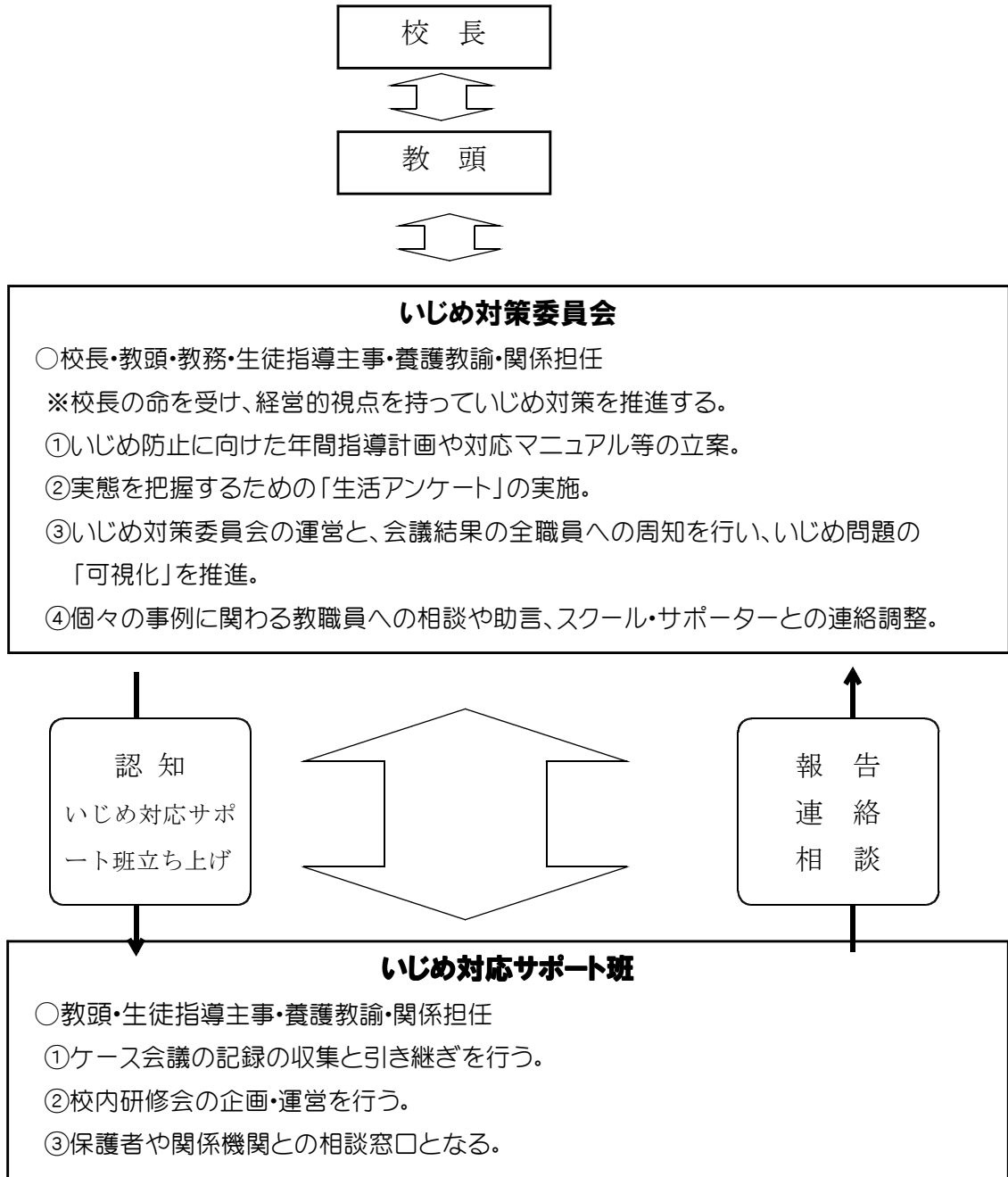
いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期発見に向けた取組みを行う。

○構成メンバー：教頭・生徒指導主事・養護教諭・関係担任

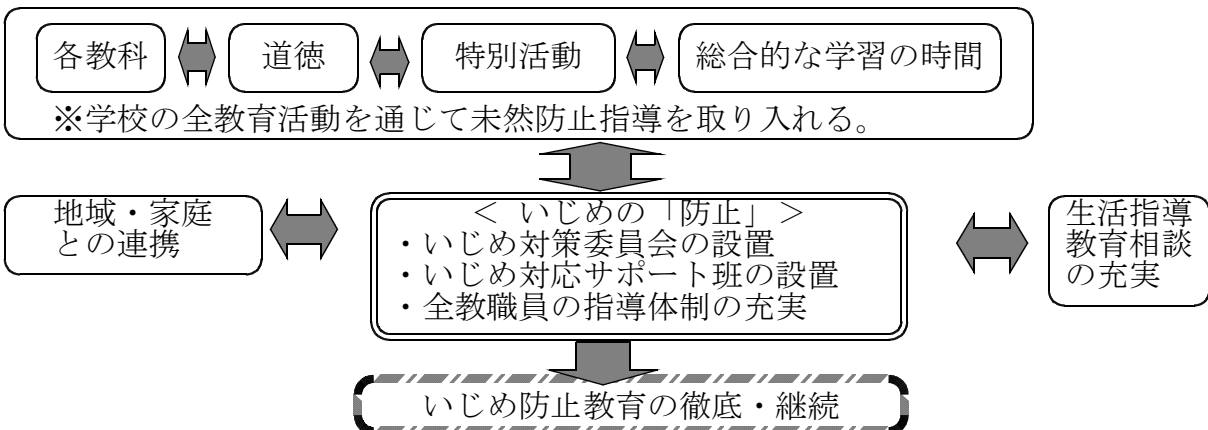
○活動内容

- ①ケース会議の記録の収集と引き継ぎを行う。
- ②校内研修会の企画・運営を行う。
- ③保護者や関係機関との相談窓口となる。

(3) 【組織図】いじめ対応



(4) いじめ防止教育の体系図



(5) いじめ防止教育充実に向けた4つの視点

- ①児童・生徒自身がいじめについて考えることを重視する。
- ②「思いやりの心」を育てる。
- ③「人権感覚」を磨く。
- ④「生命尊重」の視点に立つ

※いじめを生まない人間関係づくりを推進していくための3観点

- ①いじめに正面から向き合ったいじめ防止のための教育の展開
- ②年間を通じた計画的・継続的な指導の展開
- ③児童が自ら考えるような指導の展開

8 いじめ対策の年間行動計画

(1) いじめ防止教育の年間指導の視点

【1学期】

- ・好ましい人間関係について考える
- ・生活のルール、学級のルールと規範意識について考える
- ・「人権を守る」ことについて考える
- ・地域ボランティアの活用
- ・「生活アンケート」の実施
- ・教育相談の実施
- ・学級の課題の解決
- ・いじめ防止プログラムの実践

【2学期】

- ・友人関係の在り方について考える
- ・「命の尊さ」について考える
- ・「生活アンケート」の実施
- ・教育相談の実施
- ・「人権擁護キャンペーン」と「人権集会」の実施
- ・いじめ防止プログラムの実践

(2) 年間行動計画

| 月 | 努力目標 | 児童の活動 | 学校行事 | 教員の動き等 |
|-----|-------------------|--|---|--|
| 4月 | 良好な人間関係を築こう | 構成的グループ・エンカウンターの実施 自己PRカードの作成 縦割り活動 | 入学式、始業式 地区集会 PTA総会 | いじめ対策委員会 職員会議 いじめ対応サポート班 |
| 5月 | 生活のルールを守り楽しく生活しよう | 生活アンケート実施 個別相談会の実施 学校生活・学級のルールの確認と見直し | 児童集会 1～4年校外学習 体育大会 | いじめ対策委員会 校内研修 国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定に係る留意事項を周知 ・道徳教育 ・人権教育 ・読書指導 |
| 6月 | 協力と思いやりの心を育てよう | 宿泊体験や校外学習により、協力することの大切さや思いやりの心を育てる | 水泳学習 教育相談会 | いじめ対策委員会 授業研究 ・授業改善 ・学習規律 |
| 7月 | 自分の生活を振り返ろう | 生活自己評価の実施 自己評価により、ルールを守る意味や協力することの大切さを考える | 教育懇談会 5年宿泊学習 ひまわり教室 サマースクール | いじめ対策委員会 授業研究 取組み評価アンケート |
| 8月 | 地域に貢献しよう | 地域の人々との奉仕作業の実施 | 家庭での読書 親子読書 | いじめ対策委員会 いじめに関する校内研修会 |
| 9月 | 命の尊さについて考えよう | 避難訓練を体験し、命の尊さについて考える | 敦賀まつり参加 地域クリーン作戦 修学旅行 | いじめ対策委員会 授業研究 |
| 10月 | 友人関係の在り方を考えよう | 生活自己評価の実施 生活アンケートの実施 二者懇談会の実施 | 教育懇談会 終業式・始業式 北地区ふれあい交流事業 校外学習 市音楽発表会 | いじめ対策委員会 授業研究 情報発信 ・評価結果 |
| 11月 | 助け合いの精神を学ぼう | 福祉教室の実施 地域の方々との交流をとおして、感謝の気持ちを持つ | 福祉体験 北っ子ランド 避難訓練 教育相談会 | いじめ対策委員会 授業研究 |

| | | | | |
|-----|---------------|---------------------------------------|--|--|
| 12月 | 人権について考え行動しよう | 人権集会により、人権意識を高める 地域の高齢者との交流を図る | 避難訓練 人権集会 年賀状交流 ミニ通知表渡し | いじめ対策委員会 授業研究 人権教育 人権週間 |
| 1月 | 学級の課題を解決しよう | 学級生活の課題と改善策について話し合う 生活アンケートの実施 | 給食感謝の集い 招待給食 学校保健委員会 | いじめ対策委員会 授業研究 学校評価 |
| 2月 | 友人関係の在り方を考えよう | 縦割り班で大縄跳びを異学年交流を図る 個別相談会の実施 | 入学説明会 体験入学 中学校体験入学 縄跳び大会 6年生を送る会 | いじめ対策委員会 授業研究 情報発信 ・評価結果 |
| 3月 | 進学・進級に希望を持とう | 生活自己評価の実施 進級、進学に向けた「自分へのメッセージ」を書こう | 校内奉仕活動 卒業式 修了式、終業式 | いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画の見直し 職員会議 ・課題確認 ・計画確認 |